2．高齢者・女性に配慮した整備に関する事項

効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成や確保に資するため、漁港漁場整備事業においては、漁港における就労環境や漁村の生活環境の改善を推進していく。特に、水産業における高齢者の活動や女性の参画の促進を図っていく。

⑴　高齢者の活動に配慮した整備

漁村における高齢者は、豊富な知識・経験や熟達した技術を有しており、地域の取りまとめ役としての役割を担っている。漁村の高齢者が、生涯現役として生きがいを持って漁業活動が可能となるよう、生活環境及び就労環境の整備においてバリアフリー化を積極的に導入するなど、高齢者に配慮した施設整備を推進していく。

⑵　女性の参画に配慮した整備

漁村における女性の活動は、漁業生産活動のみならず、魚食普及、海浜清掃、健康管理、植林など地域生活に係る活動全般にわたっている。漁業就業者の高齢化の進行や後継者不足が深刻化する中で、漁村の女性の役割は、従来にも増して重要になっており、女性が安定的に水産業及びこれに関連する活動に参画できるよう、重労働の軽減化、安全性の確保、トイレや休憩所の整備などを推進していく。

3．地域特性を踏まえた整備に関する事項

日本列島は、南北に長く、離島や半島などの条件不利地域、積雪寒冷地、潮位差の大きい地域、台風などの災害を受けやすい地域など、様々な自然条件を持った地域が存在しており、また、水産資源の状況についても地域差があることから、それぞれの地域の特性に十分配慮した整備を行っていく。特に離島では、漁港は水産物の生産・流通の拠点としての機能だけではなく、日常生活物資の搬入などの生活の拠点としても機能していること、水産業が基幹産業として地域経済の重要な位置を占めているものの、流通面で不利なことなどの地域特性を有することから、これらに配慮した施設の整備を推進していく。

漁港漁場整備長期計画の公表について

政府は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第６条の３の規定に基づき、漁港漁場整備長期計画を去る平成29年３月28日に閣議決定した。

以下、その全文を同法第６条の３第５項の規定に基づき公表する。

平成 29 年４月 12 日　　農林水産大臣　山本　有二

漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第６条の３の規定により、平成29年度から平成33年度までの漁港漁場整備長期計画を次のように定める。

第１　漁港漁場整備事業についての基本的考え方

漁港と漁場は、我が国の水産物の安定供給の基盤となるものであり、これまで継続的かつ重点的に整備がなされてきた。これまで形成してきた漁港と漁場のストックは、いまだ不十分であるものの、漁業の近代化に貢献し、地域の街や集落を形成し、地域の経済活動を支え、地域に安全で安心な生活環境をもたらしてきた。現在、我が国は、本格的な人口減少や高齢化等の社会環境の変化や地球温暖化による気候変動等の非常に大きな変化の中にある。こうした状況下にあって、これまで形成してきた漁港と漁場のストックが、今後とも我が国の水産物の安定供給の礎として機能を発揮し続けられるよう、既存施設の機能維持と最大限の有効活用を図りつつ、時代の要請に合わせて発展していくことが求められている。

これまでの漁港漁場整備長期計画（平成24年度～平成28年度）では、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策等による災害に強く安全な地域づくりの推進、水産物の衛生管理対策の強化等による水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進、そして、豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進を主要施策とし、漁港と漁場に加え漁村も併せ整備を推進してきた。

水産業の状況を見渡すと、国内の水産物消費の落ち込みや海外からの安い水産物の輸入等により、いまだ全国的に厳しい漁業経営の状況にある。その一方で、国外に目を向ければ、世界的に水産物需要が増大しており、日本の水産物を世界に売り込む大きなチャンスが到来している。これまで以上に、産地の水産物の生産・流通機能の強化を推進し、国産水産物の安定供給体制を確保していくとともに、輸出促進対策を強化していく必要がある。

さらに、水産資源の状況については、漁業生産量はピーク時の半分まで減少し、我が国周辺の資源水準についても、資源評価の対象となっている系群の約半分が低位にある。また、特に昨今の地球温暖化による海水温上昇は、夏場の貧酸素水塊の頻出、植食性魚類やウニの活性化等による磯焼けの進行等、沿岸の漁場環境に影響を及ぼしており、沿岸環境の回復対策が喫緊の課題である。引き続き、水産環境整備の推進を図るとともに、海水温上昇等がもたらす漁場環境の変化に対応していく必要がある。

また、東日本大震災の被災地では、ほぼ全ての漁港で陸揚げ機能が回復し、全国的な拠点漁港においては高度な衛生管理に対応した荷さばき所の供用が開始される等、復旧と復興は着実に進んでいる。今後は、東日本大震災を教訓とした地震・津波対策を基本的な考え方とし、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波に備えて、全国で対策を実行していく段階にある。また、気候変動に伴い激甚化が懸念される台風・低気圧災害に対し、新たに備えていく必要がある。

これに加え、漁業就業者等の生活の場である漁村においては、全国平均を上回る早さでの人口減少や高齢化の進行及びこれまで人々の暮らしや仕事を支えてきた漁港施設等の老朽化の進行により、漁村の活力が低下している。今後は、漁港施設等の長寿命化対策や漁村における生活環境や就労環境の改善とともに、魅力的な地域資源や漁港ストックを最大限に活用し、漁村のにぎわいを創出していくことが重要な課題である。

以上の点を踏まえ、今後５年間に重点的に取り組むべき課題を次の４課題とし、漁港と漁場に加えて漁業就業者等の生活の場である漁村も併せ、総合的かつ計画的な整備を推進することとする。なお、整備に当たっては、水産基本計画との密接な連携の下、栽培漁業や資源管理施策等とも歩調を合わせつつ、戦略的に推進していくこととする。

⑴　水産業の競争力強化と輸出促進
⑵　豊かな生態系の創造と海域の生産力向上
⑶　大規模自然災害に備えた対応力強化
⑷　漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

また、これらの重点課題への対応に当たっては、様々な環境の変化を的確に把握し効果的に対策に反映するため、ＩＣＴの活用による漁港施設や漁場の管理の高度化を推進することとし、これについても重点課題と併せて取り組む。

第２　実施の目標及び事業量

水産基本法（平成13年法律第89号）の理念に基づき、水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図ることを目的として、第１に掲げる重点課題に対する総合的かつ効率的な事業を推進することにより、おおむね５年後を目途に、成果を発現させることとする。

あわせて、計画期間における漁港漁場整備事業の事業量は、整備する対象を重点化し、次の１から４までのとおりとする。

１　水産業の競争力強化と輸出促進

⑴　実施の目標

我が国水産物の更なる品質や付加価値の向上、生産の効率化やコストの縮減及び産地の価格形成能力の向上に資する、漁港の生産・流通機能の強化を目指す。具体的には、広域浜プランとの連携の下、浜ごとに重要な係船機能等を確保しつつ、荷さばき所等の再編・集約を進め、地域全体において漁港機能の強化を図る。特に水産物の流通拠点となる漁港においては、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、冷凍及び冷蔵施設等を一体的に整備し、市場・流通